自動車売買契約書

売、主株式会社エムシーアイインターナショナル(以下「甲」という)とと買主 (以下「乙」という)とは、 甲所有の後記自動車(以下「本件自動車」という)について、以下の内容の自動車個人間売買契約を締結した

0

1 本件自動車の表	示							
登録番号					車名			
型 式					車台番号			
初年度登録		年_	月	日	登録年月日		年月	日
車検満了日		_ 年 _	月	日	走行距離数			
所有者の氏名					所有者の住所			
使用者の氏名					使用者の住所			
2 契約内容								
契約日	年	月	日		車両引渡し日	年	月	
登録名義変更期	月日 _		F	月 日	1			
登録名義変更済み新検査証の複写引渡し日 登録名義変更日より 日以内 日以内								
本件自動車車両価格 0								
整備、車検、登録諸費用						0	下取車両情報	
車陸送費用						0	下	
ドライブレコー	ダー					0	メーカー	
KASUVARンドロイドカーナビ						0	車種	
車両本体価格(-)						0	走行距離数	
特別値引き (-)						0	車体色	
その他						0		
本件自動車売買の合計金額						0		

第1条(契約の成立)

甲は乙に対し本件自動車を前記契約内容の約定により売り渡し、 乙はこれを買い受ける。

第2条(事故の責任)

自動車引渡し後の事故等については、乙の責任において一切の処 理を行い、甲へはいかなる迷惑をかけないものとする。

第3条(所有権移転時期)

本件自動車の所有権は、本件自動車売買代金完済時に、甲から乙に移転する。

第4条(契約の解除)

甲乙の一方が契約の解除を申し立てた際には、契約の相手方に対して、遅滞無く、前記契約内容記載の契約解除損害金を支払うものとする

5条(危険負担)

本件自動車の引渡し前に、本件自動車が天災その他不可抗力により、その価値が著しく減少し、乙が売買の目的を達することができなくなったときは、当然に甲の自動車を引き渡す債務は消滅し、乙の売買代金を支払う債務も消滅する。なお、甲は乙に対し、受領済みの手付金、売買代金がある場合、これをすみやかに返還しなければならない。

第6条(瑕疵担保責任)

- 1.甲は、本件自動車に乙の責任とはならない瑕疵が発見されたときにはその責に任じ、 乙は瑕疵の補修または代金減額を請求することができる。
- 前項の瑕疵の存在によって本契約の目的を達することができない場合には、 乙は本 契約を解除することができる。
- 3. 甲の乙に対する前 2項の責任は、前記契約内容記載の瑕疵担保期間に限られ、 以後 甲は乙に対し何らの責任を負わない。

第7条(協議)

本件契約に定めのない事項については、民法その他法規に従い、その都 度甲乙協議して決定する。

以上、契約の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

—— [#] —	_	
	売主(甲)住所:	〒341-0003埼玉県三郷市彦成3 - 2 1 0 - 1
	社名:	株式会社ジョルズトレーディング
	氏名:	ジョルズトレーディング
	買主(乙)住所:	樣
	社名:	 樣
	氏名:	